

学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業委託要項

平成27年1月14日
平成27年12月25日一部改訂
平成29年1月30日一部改訂
平成30年2月5日一部改訂
初等中等教育局長決定

1. 趣 旨

平成26年1月に、我が国は「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を批准した。障害者権利条約第8条においては、障害者に関する社会全体の意識を向上させることや、教育制度の全ての段階において、障害者の権利を尊重する態度を育成することが求められている。

平成23年8月に改正された障害者基本法第16条第3項においては、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない」と規定されている。

平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会においてとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」においては、「学校教育において、障害のある人と障害のない人が触れ合い、交流していくという機会を増やしていくことが、特に重要であり」、「交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる」と提言されている。

また、平成29年に公示された新たな学習指導要領の総則においては、「高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること」、「他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」と地域社会との連携及び協働と学校間の連携が示されている。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした政府が行うべき政策が「ユニバーサルデザイン2020行動計画」として、取りまとめられており、本計画においては、「心のバリアフリー」教育の展開に当たって、学校における交流及び共同学習の更なる推進のための取組等を実施することとなっている。

このため、教育委員会が主体となり、域内の学校において、継続的な取組となることを目標に、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置付ける等、障害者理解の一層の推進を図る事業を実施する。

2. 委託事業の内容

委託を受けた団体においては、以下の事業を実施する。

学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業

3. 事業の委託先

文部科学省は、事業の実施を以下の団体に委託する。

- ・都道府県・指定都市教育委員会

(都道府県教育委員会は、域内の市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)

- ・市町村教育委員会
- ・附属学校を設置する国立大学法人
- ・幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を設置する学校法人等

4. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度末(当該年度末が土・日曜日、祝日の場合はその直前の平日とする。)までとする。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする団体は、事業実施計画書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業実施計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合、3に示した事業委託先に対し事業を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費(諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、図書購入費、会議費、通信運搬費、賃金、雑役務費、保険料、一般管理費、再委託費、消費税相当額)を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、委託契約額の全部又は一部を概算払するものとする。
- (3) 受託団体は契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費を効率的に使用すること。
- (4) 受託団体は契約締結後、事業の実施過程において、事業実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、経費区分間の流用で経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合については、この限りではない。
- (5) 受託団体は、委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。
- (6) 文部科学省は、受託団体が当該委託要項、委託契約書又は委託事業事務処理要領に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することが事業を実施する上で合理的であると文部科学省が認めるものについては、再委託することができる。ただし、本事業の全部を再委託することはできない。

8. 事業完了(廃止等)及び成果の報告

受託団体は、本事業が完了したとき、廃止又は中止(以下「廃止等」という。)の承認を受けたときは、完了又は廃止等の承認を受けた日から10日を経過した日、又は当該年度末(当該年度末が土・日曜日、祝日の場合はその直前の平日とする。)のいずれか早い日まで委託事業完了(廃止等)報告書を作成し文部科学省に提出しなければならない。

また、支出を証する書類の写並びに事業で得られた成果を取りまとめた成果報告書については、文部科学省が指定する期日までに提出するものとする。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、事業の推進に資するため、受託団体の担当者等による連絡協議会を開催する。
- (4) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途文部科学省と協議すること。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。